

広報あま等広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、電子データを含む市発行の広報あまその他の印刷物(以下「広報あま等」という。)に広告を掲載することに関し、あま市有料広告掲載要綱(平成23なあま市告示第60号。以下「要綱」という。)及びあま市有料広告掲載基準(以下「基準」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の範囲)

第2条 広報あま等に広告を掲載することができる業種又は事業者及び広告の内容、デザイン等は、要綱及び基準の規定を適用する。

2 前項の規定によるもののほか、次のいずれかに該当するものの広告は掲載しない。

(1)貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業又はこれに類する業種

(2)たばこ及び酒類に関するもの

(禁止する表現)

第3条 次の各号のいずれかに該当する表現を含む広告は、掲載しない。

(1)広報あま等の一部と混同するおそれがある表現

(2)市の事業であると錯誤するおそれがある表現

(3)市が広報あま等に広告を掲載することができる者(以下「広告主」という。)又はその商品、サービス等を推奨、保証、指定等していると錯誤するおそれがある表現(市が実際にそれらを行っているものを除く。)

(4)その他掲載することが適当でないと市長が判断した表現

(広告の規格)

第4条 広報あまに掲載する広告の規格は、次のとおりとする。

種別	規格
3種広告	縦40ミリメートル以内×横95ミリメートル以内 4色刷り
4種広告	縦120ミリメートル以内×横190ミリメートル以内 4色刷り
5種広告	縦240ミリメートル以内×横190ミリメートル以内 4色刷り

(広告の掲載位置及び掲載枠数)

第5条 広報あまの広告は裏表紙にそれぞれ掲載するものとし、掲載位置については、市長が決定する。

2 広報あま1号当たりの掲載枠数は、3種広告12枠を限度とし、4種広告は3種広告6枠、5種広告は3種広告12枠として数えるものとする。

3 広告の掲載は、1広告主について2枠以上も可とする。

(広告の掲載期間)

第6条 広報あまへの広告の掲載期間は、連続する3号(3月)を単位とし、一度に申し込むことのできる掲載期間は、最長で12号(12月)とする。2 前項に規定する掲載開始日及び掲載終了日は、市長が定める。

(広告掲載希望者の募集)

第7条 広報あま等への広告の募集は、広報あま、市ホームページ等で行うものとする。

2 前項の募集は、広告の掲載枠数を新たに設置したとき、又は広告の掲載枠数に空きが生じたときに行うことができる。

3 市長は、前2項の募集を行うにあたって、広告主となり得る者、広告会社等に対し、広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の申請)

第8条 要綱第5条に規定する申請は、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで、市長が指定する期間内に市長へ提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容等を審査し、要綱第6条に規定する広告掲載・不掲載決定通知書を申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、広告の掲載が適当と認める申請が第5条第2項の規定による掲載枠数を超えるときは、申請の受付順とする。ただし、同一順位があるときは、掲載希望月数の多いものを優先するものとする。

(広告原稿の提出等)

第10条 広告の原稿を提出する期日、場所、方法等は、市長が別に定める。2 広告の原稿は、前条の規定による広告掲載の決定を受けた者(以下「掲載決定者」という。)の責任及び負担で作成しなければならない。

(広告の掲載料)

第11条 広報あまの広告の掲載料(消費税及び地方消費税を含む。以下「掲載料」という。)は、次のとおりとする。

種別	3号連続	6号連続
3種広告	60,000円	100,000円
4種広告	360,000円	600,000円
5種広告	720,000円	1,200,000円

2 掲載決定者は、掲載料を市長の指定する期日までに、一括で前納するものとする。ただし、前項の4種広告及び5種広告の掲載料については、分割して納付することができる。

3 前項ただし書に規定する掲載料は、掲載が終了する号の広告の原稿の提出期日までにこれを完納しなければならない。

(広告内容、デザイン等の審査及び協議)

第12条 広告の内容、デザイン等については、広報あま等の信用性及び信頼性を損なうことのないよう、審査を行うとともに、掲載決定者と市が協議することとする。

(広告内容等の変更)

第13条 市長は、広告の内容、デザイン等が各種法令に違反している、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触していると判断したときは、掲載決定者に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

2 掲載決定者は、広報あまの広告の内容、デザイン等を毎号変更することができる。
(広告掲載の取消し)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告の原稿の提出がないとき。
- (3) 前条第1項の規定による広告の内容等の変更を掲載決定者が行わないとき。
- (4) 広告の内容、デザイン等が各種法令に違反している、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触するものであるときで、前条第1項の規定によっても解消できないとき。
- (5) その他広報あま等への広告の掲載が適切でないと市長が判断したとき。
(広告掲載の取下げ)

第15条 掲載決定者は、自己の都合により、広報あま等への広告の掲載を取り下げることができる。

2 掲載決定者は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、要綱第8条第2項に規定する広告掲載取下申出書を市長に提出しなければならない。3 第1項の規定により広告の掲載を取り下げた場合は、納付済みの掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第16条 掲載決定者の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、原稿の未入稿分に限り、納付済みの掲載料を当該掲載決定者に返還することができる。

2 前項の規定により返還する掲載料は、申請した号数の掲載料から、次の表に掲げる金額に掲載及び入稿済の号数を乗じて得た額を控除した額とする。

種別	1号当たりの金額
3種広告	20,000円
4種広告	120,000円
5種広告	240,000円

3 第1項の規定により返還する掲載料には利子を付さない。

(広告主の責務)

第17条 掲載決定者は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 掲載決定者は、次に定める事項を遵守するものとする。

- (1) 広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと。
- (2) 広告の内容等に関する財産権の全てにつき権利処理が完了していること。3 第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、掲載決定者の責任及び負担において解決しなければならない。

(広報あま等の提供の許諾)

第18条 掲載決定者は、市が市ホームページへの掲載及び他機関に広報あま等の資料の提供を許諾することに伴って広告部分の提供も必要となる場合には、広告部分の提供について広告主も許諾したものとみなす。

2 前項による提供先が図書館等の場合は、当該機関によるインターネット上での提供及び来館者への複写提供についても前項と同様、許諾したものとみなす。

(折込広告)

第19条 電子データを含む市が発行する広報あま以外の印刷物に掲載する広告の取扱いについては、市長が別に定める。

(庶務)

第20条 広告の掲載に係る事務は、市長公室人事秘書課において処理する。

(裁判管轄)

第21条 この要領に定める広告の掲載に関する訴訟の提起等は、あま市の所在地を管轄する裁判所で行うものとする。

(その他)

第22条 この要領に疑義があるとき、又はこの要領に定めのない事項については、別途協議の上定める。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日の前日までに、あま市有料広告掲載要綱(平成23年あま市告示第60号)第5条の規定により掲載の申込みをした者に係る改正後の広報あま等広告掲載取扱要領第4条から第5条まで、第8条、第11条及び第16条の規定については、なお従前の例による。